

(仮称)川越市客引き行為等防止条例(素案)に対する意見公募手続きの結果について

<意見公募手続きの概要>

1. 募集期間

令和6年8月2日(金)～令和6年9月2日(月)(32日間)

2. 募集対象

- ①市内に住所を有する方
- ②市内の事業所又は学校等に在勤・在学する方
- ③その他この案に関し利害関係のある方

3. 閲覧場所

- ①川越市役所防犯・交通安全課、各市民センター、川越駅西口連絡所
- ②市ホームページ

4. 意見提出方法

- ①直接持参
- ②郵送
- ③ファックス
- ④ホームページ等からの電子申請

<意見公募手続きの結果>

1. 提出者 45名(電子申請21名、窓口提出22名、郵送1名、FAX1名)

2. 意見件数 63件

<意見の概要と市の考え方>

提出された意見の概要と意見に対する市の考え方は、次のとおりです。

意見の内容	意見の反映結果
①条例の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見	ア条例に掲載済、または実施・検討予定
②条例の今後の進め方に対する考え方を述べた意見	イ追加・修正あり
③条例の内容や表現に対して追加や修正を求める意見	ウ追加・修正なし（今後の参考等にする）
④その他の意見	エその他

No.	意見の概要 ※趣旨を損なわない範囲で要約	本市の考え方	意見の内容	意見の反映結果
条例（素案）全般に関するもの（19件）				
1	条例に賛成する	本条例の制定及び施行により客引き行為の防止の推進を図り、市民や通行者の皆様の安全安心な通行環境の確保を図ってまいります。	①	ア
2	条例内容に同意する		①	ア
3	条例には大賛成である		①	ア
4	条例には賛成である		①	ア
5	風紀が良くなるよう客引きを取り締まってほしい		①	ア
6	規制をかけることに賛成する		①	ア
7	客引き防止の法的規制が必要		①	ア
8	迷惑行為は条例で規制してほしい		①	ア
9	条例制定により住みやすい商店街、街にしたい		①	ア
10	学生も利用が高いため、条例を制定することはとても良い		①	ア
11	未成年者への影響を考慮し厳しく対応すべき		①	ア
12	一日も早い罰則付きの条例制定が必要		①	ア
13	条例制定により通行しやすい商店街になると良い		①	ア
14	実効性の伴った条例にしてほしい		①	ア
15	今回客引きに対する明確な基準が作られることで市の安全安心のイメージが作られる		①	ア
16	条例制定により住みやすい街、歩きやすい道を望む		①	ア
17	早急な制定を望む		①	ア
18	条例化を感謝している、条例の施行を待ち望んでいる		①	ア
19	市の品格にかかわる問題であり、条例施行が必要である		①	ア

客引き行為等に関するもの（16件）				
20	客引きについて行ったら高い請求被害に遭った	禁止行為の規定及び重点区域内における指導等を行うことで、安心安全な通行環境の確保を図ってまいります。	④	ア
21	他店舗前で客引きが行われている		④	ア
22	キャッチがしつこい、人数が多く怖さを感じるという声をよく聞く		④	ア
23	夜になると道に客引きがでるが、ひどくはない		④	ア
24	他店舗前で客引きが行われている		④	ア
25	客引き行為に反対する		④	ア
26	通行人がキャッチをよけて通行している		④	ア
27	駅構内でスカウト行為を見かける		④	ア
28	たむろして通行の妨げになっている		④	ア
29	複数人で立ちはだかるように立っている		④	ア
30	客引きによる道路上のたむろ、夜中の喧騒がある		④	ア
31	夜間客引きによる喧騒により、女性や子供が怖がっている		④	ア
32	昼間も客引きが行われており、危険		④	ア
33	客引きを注意すると逆ギレされる		④	ア
34	通行者が客引きに遠慮して通行しているのは違うと感じる		④	ア
35	子どもを連れた大人に卑猥な声掛けをしていて、教育上よくない		④	ア
重点区域に関するもの（1件）				
36	重点区域を本川越駅・川越市駅・川越駅を中心とした範囲に拡大すべき	当面は客引き行為が多く行われているクレアモール及びその周辺を区域指定し、重点的に対応していく考えですが、重点区域外の状況も注視してまいります。	③	ウ
パトロールに関するもの（5件）				
37	防犯パトロールの巡回に合わせ、客引き行為の見回りをすべき	本条例に基づく巡回による指導・啓発を実施してまいります。	②	ア
38	誰がどう取り締まるのかを明確にしてほしい		②	ア
39	夜間安心して歩けるよう、見回りを強化してほしい		②	ア
40	黒い服の集団が通行を妨害していることへの対応		②	ア

41	監視カメラによる監視を行い、即時に指導をしてほしい	監視の実施については、今後の参考とさせていただきます。	②	ウ
警察との連携に関するもの (4件)				
42	私服警官の巡回をしてほしい	警察との連携について、協力を求めてまいります。	②	ウ
43	警察と連携した取締りを早急に望む		②	ウ
44	夜間パトロールを警察も含めて実施してほしい		②	ウ
45	行政・消費者団体・商店街と協力し、警察との連携により行うとすべき		②	ウ
罰則に関するもの (5件)				
46	過料について 50 万円以下の罰金または拘留もしくは科料にすべき	条例の目的である秩序維持の観点から、行政上の秩序罰である過料の規定とさせていただきます。	③	ウ
47	悪質な店舗や事業者へは営業取り消しが必要である		③	ウ
48	科料を科してはどうか		③	ウ
49	客引きと依頼者の両方に責任を取らせる罰則にすべき		③	ウ
50	違反した場合には 5 万円以上の罰金や社会奉仕 1 週間などの厳しい罰則が必要である		③	ウ
客引き以外の行為に関するもの (13件)				
51	若者によるたむろ、ごみの散乱等の迷惑行為がひどい	客引き行為以外の迷惑行為につきましては、庁内の担当部署及び関係機関による対策を検討してまいります。	④	エ
52	居酒屋が多すぎる		④	エ
53	客引きがごみやたばこのポイ捨てをしていく		④	エ
54	夜間の路上駐車への対応		④	エ
55	子どもたちの塾帰りの時間帯にたばこを吸いポイ捨てしながら客引きを行っている		④	エ
56	たばこの吸い殻やごみが多数残される		④	エ
57	路上喫煙禁止区域内での喫煙		④	エ
58	客引きによる喫煙、路上駐車が行われている		④	エ
59	たばこや空き缶がポイ捨てされている		④	エ
60	路上駐車が減っていない、取り締まりを強化してほしい		④	エ
61	路上喫煙防止条例に基づく取締りの強化を望む		④	エ
62	喫煙を注意したら店とトラブルになった		④	エ
63	路上喫煙やごみが散乱している		④	エ